別紙

合意書

原告と被告とは、東京地方裁判所平成２２年（ワ）第３３７１１号差止請求事件（以下「本件事件」という）につき、以下のとおり合意する。

１．被告は、原告に対し、本件事件の訴状の請求の趣旨の１項の(1)につき、

１）「賃貸借契約期間中、貸室の損傷原因が賃貸人にあるか賃借人にあるか不明確または判定困難な場合には、賃借人が壁・天井・床、玄関ドアの鍵等の修繕費用の全部又は一部を負担する。」との意思表示を今後一切行なわないこと

２）上記１）の意思表示が記載された従前の契約書用紙（既に合意に至った使用済みの契約書は除く）を廃棄し、被告の従業員に対し、上記１）の意思表示を行なわないことを周知・徹底すること

を各約する。

２．被告は、原告に対し、本件事件の訴状の請求の趣旨の１項の(2)につき、

１）「賃借人が後見・保佐・補助開始の審判を受けたとき及び破産・民事再生手続の申立があったときは、賃貸人は催告することなしに賃貸借契約を解除並びに更新拒絶できる。」との意思表示を今後一切行なわないこと

２）上記１）の意思表示が記載された従前の契約書用紙（既に合意に至った使用済みの契約書は除く）を廃棄し、被告の従業員に対し、上記１）の意思表示を行なわないことを周知・徹底すること

を各約する。

３．被告は、原告に対し、本件事件の訴状の請求の趣旨の１項の(3)につき、

１）「賃貸借契約終了時、経年変化・自然損耗の場合でも、重量物の設置による床材等のへこみや冷蔵庫の後ろ等の電気焼けの原状回復費用は、賃借人の負担とする。」との意思表示を今後一切行なわないこと

２）上記１）の意思表示が記載された従前の契約書用紙（既に合意に至った使用済みの契約書は除く）を廃棄し、被告の従業員に対し、上記１）の意

思表示を行なわないことを周知・徹底すること

を各約する。

4. 原告は、本件事件の訴状の請求の趣旨のうち、第1項乃至前項における1）記載の各意思表示に関する部分につき訴えを取下げ、被告はこれに同意する。

以上